

銀行法務21

2013/2

Banking Law Journal 21

No.754

今月の解説

ABL融資先の 業況悪化・法的再生・ 破綻時における 融資回収プロセスの概要

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士

濱須 伸太郎

ゴードン・ブラザーズ・ジャパン

藤川 快之

法務時評

民事裁判における
控訴審の意義

小沢・秋山法律事務所 弁護士

香月 裕爾

Lawyer's View

シ・ローン最高裁判決の補足意見の 解釈と債権法改正との関係

川井総合法律事務所 弁護士

川井 信之

岡山金融取引研究会

限定承認についての再検討 ～相続債権者の立場から～

中国銀行融資部

有元 和也

民事裁判における控訴審の意義

小沢・秋山法律事務所弁護士 香月裕爾

今月の解説

ABL融資先の業況悪化・法的再生・破綻時における

融資回収プロセスの概要

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 濱須伸太郎
ゴードン・ブラザーズ・ジャパン 藤川快之

Lawyer's View

シ・ローン最高裁判決の補足意見の解釈と債権法改正との関係

川井総合法律事務所 弁護士 川井信之

特別論考

神戸市住宅供給公社の民事再生(下)

弁護士法人神戸シティ法律事務所 弁護士 井口寛司

岡山金融取引研究会 ③

限定承認についての再検討

→ 相続債権者の立場から

中国銀行融資部 有元和也

銀行法務FORUM 84

犯罪利用預金口座の取引停止措置と預金払戻請求の可否

— 東京地裁平成二二年二月三日判決(金融法務事情一九二二号一一二頁) —
虎ノ門法律経済事務所 弁護士 菅原胞治

連載

一分で読める民法改正の検討項目②
契約締結過程における情報提供義務

東京都民銀行リスク統括部シニアリーガルカウンセラー 相木辰夫

金融ADR対応をめぐる諸論点③
主張立証のポイントと適合性の原則等

弁護士法人御堂筋法律事務所 弁護士 川西拓人

事例で学ぶインサイダー取引規制と銀行の実務対応⑥
知ったもの・公表・特定有価証券等・売買等

りそな銀行コンプライアンス統括部 白井 徹

銀行ガバナンス新潮流④
「監査・監督委員会設置会社」と金融機関

長谷川俊明法律事務所 弁護士 長谷川俊明

銀行員が書いた銀取のトリセツ⑧
第五条一項(期限の利益当然喪失事由)

中国銀行融資部次長 安東克正

金融商事実務判例紹介
銀行預金が信託財産とされた事例(東京地裁平成二四年六月一五日判決「谷本誠司」)／「支払の停止等」以前の對抗要件
具備行為の否認(東京地裁平成二三年八月一五日決定「石毛和夫」)／自動車損害賠償保障法の支払基準の拘束性(最高裁
平成二四年一〇月一一日判決「河津博史」)／適合性原則(東京高裁平成二四年七月一九日判決「水野信次」)／投信販売と
適合性の原則(東京地裁平成二三年一月九日判決「浅井弘章」)／取締役会の決議方法(東京地裁平成二四年九月一日
判決「大塚和成」)

営業店からの質疑応答⑥⑥
割引手形の被裏書人欄の記載を誤って記載した場合の対応

経済法令研究会顧問 高橋恒夫

基本から考える
連載を振り返って

日本大学法科大学院教授・関口総合法律事務所 弁護士 滝澤孝臣

外為法務入門講座⑤②
為替予約の法的性質(その1)

西武信用金庫外国部 平野英則

ABL融資先の業況悪化・法的再生・破綻時における融資回収プロセスの概要

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 濱須 伸太郎 / ゴードン・ブラザーズ・ジャパン 藤川 快之

一 はじめに

近時、「ABLの導入によって債務者の業況把握が可能となる」としてABLを推進する論理がみられる。確かにそのような重要な効果も結果的に付随するが、ことABLの普及・推進の観点からは十分な成果が得られていない感がある。融資先の業況を把握し適切に管理することは、担保の有無や種類に関わらず融資事業者にとって基本のはずであるが、「正しいABLにはモニタリングが重要である」という言葉が「ABLによってモニタリングができる」と因果関係が誤解されたようである。また、借手

サイドのニーズを考えると、「金融機関に業況を理解してもらうために動産担保を提供する」という借手企業はそもそも非常に少ないと思われる。

ABLの原点は、「担保や回収原資として従来は想定されていなかった動産を活用することによって貸手がとれるリスクが拡大する」ことであり、その結果生じる信用創造機能により、最終的に借手企業も恩恵を受けるのである。筆者（藤川）の金融機関との多数の帯同営業経験に基づけば、この原点を意識している金融機関は、従来融資対象外であった企業（いわゆる「非正常先」など）に対する融資や、既存融資への与信供与額の拡大、長期与信の供与、約

定返済額の適正化、LBOファイナンスへの応用など、様々な付加価値のある金融スキームの提供に成功している。

本稿では、前記に鑑み、ABLの与信保全・回収について、紙幅の都合で概要のみであるが、実務と法律の両面から述べたい（対象担保が「在庫」または「機械設備」等の集合動産であることを想定し、「債権」については割愛する）。

二 融資先の業況が悪化した場合の対応

1 融資先の再生支援

融資先の業況が悪化してきた際（期限の

利益喪失時事由が発生している場合を含む)は、金融機関は、担保換価による回収の可能性も視野に入れつつ、換価を避けながら融資先の再生支援を優先することが通常であろう。なぜなら、融資先の他の取引先や雇用を通じた地域経済への影響等を考慮するという金融機関の社会的意義に加え、担保の換価自体からは利益が生まれず、かつ事業の終了によつて将来の金利収益源が消失してしまうという理由で経済的にも一定の合理性があるからである。

多くの企業は業況が悪化しても滞留在庫や不採算事業を温存する意向が働くが、A・B・Lは、事業継続に必須である在庫等を担保としており、業況悪化時には不動産担保と同等またはそれ以上の牽制力を発揮することが可能となる。このことから、金融機関は融資先が法的再生手続や法的破綻処理に移行せざるを得ない事態に至る前に、滞留在庫や不採算事業の現金化(税務上損金が発生することによる税務メリットも含む)による返済原資と運転資金の捻出による当面の資金繰り確保、その後の収益力の強化について指導力を発揮する機会がある。これら収益貢献に乏しく現金化可能な

資産は、評価・換価専門会社等による動産評価・動産コンサルティングによつて明らかにすることができるとは、①各資産カテゴリーごとの回転率や収益率を基にした貢献度分析、②在庫の仕入年月(エイジング)分析による滞留在庫の特定、③それら滞留在庫を現金化した時の損益ならびにキャッシュフローへの影響分析、④滞留在庫や不採算事業を撤退した場合の売上・粗利益・販管費への影響分析等を組み合わせたコンサルティングが行われている(補足であるが、斯種コンサルティングは、経営の課題の根幹が在庫である企業に対しては、動産担保の有無に関わらず有効なソリューションとなる)。

2 債権保全の準備

融資先の業況悪化段階で、再生支援と並行して貸手たる金融機関が意識すべきことは、融資先が仮に法的整理手続に入った場合でも保全が十分な状態を維持することであり、財務制限条項抵触等を機に、段階的に融資額の回収あるいは追加担保の徴求が必要となろう。なお、この段階では、融資先の事業継続を支援することに合理性があ

るため、短期の回収最大化よりも、弁済額と融資先の必要運転資金の折り合いをうまくつけることが重要である。あわせて、各種モニタリング(担保動産の評価、実査による動産確認、動産の棚卸、売上・仕入・資金繰り確認、倉庫保管料延滞による商事留置権や仕入先による在庫所有権留保等の譲渡担保権に優先する債権・権利の存在調査等)の頻度を上げることになる。

紙幅の都合で割愛するが、融資先が法的手続外もしくは法的再生手続内で再生を志向する中で、期限の利益喪失事由等をもって融資先の意向に反して密行的に担保動産を換価するプロセスも、金融機関は検討しておく必要がある。担保の換価が必要な事態になってから準備しても十分な効果が得られにくい点、不動産担保融資とは大きく異なる。

3 契約上の権利の確保

法的観点からは、前記のような管理を有効に機能させるため、①融資契約書(銀行取引契約書、当座貸越契約書、金銭消費貸借契約書、シンジケートローン契約書等)、②担保権設定契約書(集合動産譲渡担保設

定契約書等)、③その他の個別案件ごとに必要となる契約について、内容を明確にしておくことが重要である。とくに③においては、A B L実行中におけるモニタリングのための様々な規定として、たとえば、専用の管理口座を融資金融機関に開設し対象事業から生じるキャッシュフローは同口座において受領すべきこと、融資先は定期的に対象事業の状況に関する報告書を融資金融機関に対して提出すべきこと、融資先は融資金融機関による定期的な現地調査に服すべきこと、担保価値が減少したときに段階的な返済義務や追加担保提供義務を課すこと等が必要である。ただし、実際に追加担保の提供を受ける場合などは、法的倒産手続に入った時点で否認されるリスクがなにかなどに十分注意しなければならない。

三 法的再生手続に移行した場合の対応

1 民事再生の場合

(1) 選択肢

倒産手続においては、実務上、譲渡担保権は別除権として取り扱われており(注

1)、これは民事再生手続においても同様である。別除権は再生手続外で行使できるため、譲渡担保権者たる金融機関は大きく分けて二つの選択肢、すなわち①譲渡担保権を行使せず債務者の再生に協力し回収を図るか、または②譲渡担保権をみずから実行し回収を図るかのいずれかを選択することになる。かかる選択にあたっては債務者の再生可能性、弁済可能性、担保物売却の難易度等を総合考慮することとなる。

(2) 担保権を行使しない場合

担保権を行使しない場合、譲渡担保権者たる金融機関は債務者代理人と協議を行い別除権協定を締結することになる。別除権協定においては、債務者の再生に配慮する形で主として、弁済額、弁済方法、当該弁済が終わった場合には譲渡担保権を外すこと等について規定することになる。事業を継続していく中で担保動産を販売した売上金から、毎月一定金額を回収するようなパターンが多い。

ここ二、三年の民事再生における動産担保の取扱いをみると、債権者、債務者代理人共に事例・経験を重ね、別除権協定による債務者の再生と債権者の融資回収をうま

く両立させるケースが増えていると感じられるが、とくに弁済額すなわち担保物の評価については粘り強い交渉が必要になるケースが多い。したがって、かかる事態に至る前に動産評価を取得し、将来あり得る換価について動産換価の専門会社と協議しておくなどの理論武装が、債務者代理人との交渉を対等に進めるために重要となる(換価見込額の感覚をまったく持っていないと、対象動産の情報を独占する債務者側の「言い値」の弁済額に同意せざるを得ない)。

なお、民事再生手続において、集合動産譲渡担保の担保物が事業の一部として事業譲渡されるケースも存在する。この場合も、基本的には、担保抹消と売買代金の支払いを同時に行うことが多いため、譲渡担保権者たる金融機関は債務者代理人と事前に協議を行い、弁済額、事業譲渡による売却代金からの弁済と同時に担保権を消滅させる旨の合意を行うことが多いと思われる(注2)。

(3) 担保権を行使する場合

① 私的実行の概略

譲渡担保権者は、別除権者として再生手

続外で担保権を実行することができる（民事再生法五三条）。譲渡担保権は法定担保権ではないため動産競売等の手続は用いられず、いわゆる私的実行を行うことになる。

私的実行により譲渡担保権の担保物を処分する方法としては、いわゆる帰属清算型（譲渡担保権者が担保物の所有権を取得し、担保物の価額から被担保債権額を差し引き、余剰があれば債務者に返還する方式）と処分清算型（譲渡担保権者が担保物を換価し、その代金からまず被担保債権額を受け取り、余剰があれば債務者に返還する方式）の二種類が存在する。契約上はいずれの処分も採用できる旨定めていることが多い。

私的実行を行うためには、担保物の引渡しを受けることが必要となる。この点、債権者が協力的な場合には任意の引渡しを受けたうえで、後述する換価手続を取ることになる。しかしながら、担保権の実行をせざるを得ないような場合とは、通常、債務者代理人である弁護士との別除権協定の締結見込みがないような場合であり、債務者側の協力が得られず任意の引渡しを期待で

きないものと思われる。そのような場合には、担保物保全のための占有移転禁止および処分禁止の仮処分の申立てを行い、発令を受けた後に動産譲渡担保の実行通知の交付を行うと共に保全執行に取り掛かり担保物を執行官保管とする、それでも任意の引渡しを債務者が拒むような場合には動産引渡し請求訴訟を提起する、などの一連の法的手続を取ることを検討する必要がある。このような担保物の引き渡しを受ける場合には、動産を保全するための倉庫の確保、運送業者の手配、執行官とのスケジュールの調整等、種々の準備が必要となり、弁護士を含めた関係者と入念な事前協議を行う必要がある。

また、民事再生法は担保権の実行手続の中止命令の制度を採用しており、当該中止命令に関する民事再生法三一条は譲渡担保権のような非典型担保にも類推適用されると解するのが多数説であることから（注3）、この中止命令が出された場合には担保権の実行をすることはできなくなる。

② 動産価値把握の重要性と換価の具体的方法

いずれにせよ、民事再生手続申立以降

は、再生を目指す債務者と緊張関係に入ることもあり、換価対象動産を査定する十分な時間・情報（在庫データや従業員からの情報等）が得難くなる。そのため、対象動産の本来の価値を最大限生かして融資回収を行うためには、融資実行時・期中管理の段階から、動産の価値を把握しておくことが重要である。

換価においては、換価専門会社が譲渡担保権者からの委託を受け成功報酬手数料によって動産を売却する方式と、対象動産を買い取る方式がある。前者では、換価専門会社が、一般的には動産の売却額に比例する換価手数料を得る方式で行い、ある程度の時間をかけながら換価額を最大化すべく行動するため、一般的には後者に比べて金融機関の回収額が大きくなるとされている。なお、以前に当該先の評価を行った評価会社が換価業務も手掛ける場合、換価手数料の水準等について評価書に記載があることが一般的である。後者は、換価専門会社が動産の価値に関するリスクを引き受けることから、買取金額はリスクを織り込むメリットとして、短期間で回収額を確定で

きることが挙げられる。

(4) 固定化の問題

集合動産譲渡担保によるA B Lの融資先が民事再生手続の申立てをした場合に問題となるのが、いわゆる固定化の問題である。固定化とは、そもそも法令や判例上の概念ではないためその定義についても諸説あるが、基本的には、集合動産譲渡担保や集合債権譲渡担保の担保目的物が確定し、これにより担保設定者は以後に当該担保物を自由に処分することはできなくなる。一方で、譲渡担保権の効力は固定化時点に存在する動産や債権のみに限定され倒産手続開始後に取得された動産や債権には及ばなくなる。

この固定化が契約上定められている固定化事由が発生した場合に生じることについては、争いがない。問題は、固定化事由が発生していないにもかかわらず、倒産手続が開始したこのみをもって、集合物譲渡担保に固定化が発生すると考えるべきか否かである。

この点、民事再生手続の開始によって固定化が当然に生じるかについては判例・通説がなく、大きく分けて二つの有力な学説

が存在する。一つは再生手続開始によって当然に固定化が生じるとする説である（便宜上、「開始時説」という）（注4）。開始時説によると、再生手続開始によって固定化が当然に生じる結果、理論上、再生手続開始により債務者が担保物の処分権限を失ってしまい事業再生が成り立たなくなる可能性があると問題点などが指摘されている。もう一つの有力説は、再生手続開始によっても当然に固定化は生じず譲渡担保権者による担保実行通知がなされて初めて固定化が生じるとする説（便宜上、「実行時説」という）である（注5）。実行時説によると、とくに集合債権譲渡担保の場合に、債務者のスポンサーの融資を原資として取得された債権についても譲渡担保権の効力が及ぶ理論上の余地があり、D I Pフアイナンスの実行を妨げる可能性があるという問題点などが指摘されている（注6）。この理論上の問題を解決するためには、判例や学説のさらなる蓄積を待つしかない。

この固定化の問題は、実務的には、前記のような理論上の問題があることを考慮しつつ、最終的に当事者の合意により解決するほかなく、また合意による解決に成功するケースが多いと思われる。すなわち、債務者の立場からすれば事業継続のためには集合動産譲渡担保の担保物の処分権限が明確に認められることが必要不可欠であり、一方で、譲渡担保権者たる金融機関の立場からしても債務者の事業から生まれる収益から回収を図ったほうが相対的に多額の回収を見込めることが多いため、いわゆる別除権協定を締結することになるが、その中で担保物の処分権限や価額に関する合意がなされれば前記のような固定化により生じる理論上の問題は解決する。合意を形成するにあたりとくに問題となるのは担保物の価額をどのように判断するかであるが、実務上は、会社更生法において更生担保権の価額の基準時が更生手続開始時点とされていること（会社更生法二条一〇項）との均衡や、再生手続開始後のどの時点の担保物の価額を採用するのが妥当かにつき明確な基準が必要であることから、再生手続開始時点の担保物の価額を基準とせざるを得ないことが多いと思われる。

(5) 再生手続中の会社に対する融資を行う場合

民事再生手続開始の申立て後、再生会社

は事業のための資金を必要とする場合が多く、スポンサーとなる事業会社やノンバンク、場合によっては銀行がこれらの再生手続中の会社にDIPファイナンスをするところがあるが、このDIPファイナンスにABLの手法を用いることがある。そこで、少し外れるが、民事再生手続中の会社に対して新たにABLを行う場合について触れておく。

民事再生中の会社に対する貸付けによるDIPファイナンスは、法律上は共益債権となり（民事再生法一九条五号）、再生手続によらずに随時弁済され、また再生債権に優先することになる（民事再生法二二条一項および二項）。もともと、再生計画認可決定前までは金銭の借入や担保の設定は監督委員の同意事項に指定されるのが通例である（民事再生法五四条二項）。そのため、契約書上の融資実行の停止条件として、これらにつき監督委員の同意を得ることが必要となる（ただし、再生手続開始の申立て後、開始決定前に融資を実行する場合には共益債権化についての監督委員からの承認も必須である（民事再生法二〇条二項））。その他、契約書上、債務者の財

務状況についての表明保証を受けることや、多くのABL契約で設けられている財産状況・売上状況の定期的な報告義務、現地調査に服する義務等を設けることも必要となる。

また、DIPファイナンスを行う前から既存のABLが存在する場合には注意が必要である。すなわち、前記の固定化の議論において見たとおり、固定化について実行時説が採用される場合は新たな融資を元に取得した動産や債権についても集合物動産譲渡担保が及ぶ可能性があるため、DIPファイナンスにABLを用いる場合には、実行の前あるいは同時に従前のABLの担保抹消をさせておくことが重要である。仮に、従前のABLが別除権協定の形で残っていく場合には、従前のABLの担保物と新しいDIPファイナンスの担保物が競合しないように細心の注意を払う必要がある。

2 会社更生の場合

会社更生の場合、譲渡担保権は更生担保権に準じて取り扱われる（注7）。更生担保権とは、更生計画の定めるところによら

なければ弁済を受けることができない権利である（会社更生法四七条）。したがって、会社更生の場合、破産手続や民事再生手続と異なり、譲渡担保権者は更生担保権を私的実行する等の方法により回収することはできないことになる。

譲渡担保権者たる金融機関としては、基本的に、更生担保権者の届出を行ったうえで（会社更生法一三八項二項）、担保権の目的である財産の価額について管財人と協議、交渉を行う。また、民事再生の場合と異なり、更生担保権の支払いが更生計画によることになるため、更生計画の内容に関する協議、交渉を管財人とも行うことも民事再生の場合と比べてもより重要となる。なお、更生担保権の価額は「更生手続開始の時における時価」を基準として判断される（会社更生法二条一〇項）。

四 融資先の破綻時の債権回収

1 破産手続における集合物動産譲渡担保の私的実行

破産手続においても、再生手続と同様、

譲渡担保権は別除権（破産法六五条）として取り扱われているため譲渡担保権者はこれを破産手続外で担保実行することができ。具体的な実行方法としては、譲渡担保権は非典型担保であるため、私的実行によることになる。

また、譲渡担保権には、前記のとおり帰属清算型と処分清算型の二種類があるが、破産管財人による協力が期待できる破産手続においては処分清算型の処理が採用されることが多いと思われる。

私的実行にあたって、譲渡担保権者たる金融機関は、まず管財人が担保権の存在を認識せずに処分することを防ぐべく、早々に管財人あるいは申立代理人弁護士に連絡を行うことが望ましい。また、私的実行には担保物の引渡し等において破産管財人の協力が不可欠であるが、破産管財人にはこれに積極的に協力する義務はないと解されている。そこで、実務としては、破産管財人は私的実行に協力し、代わりに譲渡担保権者は担保物の処分価格の一部を破産財団に組み入れるという内容の協定を破産管財人との間で締結することが多い。

具体的な換価は、譲渡担保権者たる金融

機関が外部の動産評価を専門に行う会社に依頼して行うことが多い。金融機関が、破産管財人との間により良い協力関係を築き、融資回収の最大化を目指すために、換価専門会社が譲渡担保動産以外の財団資産の換価・処分等も請け負い、破産管財人による破産事件全体の進捗を支援するといった提案が有効な場合もある。民事再生の場合ほどではないが、破産申立以降は、査定時間・情報が得難いことが多いため、融資実行時・期中管理時の対象動産の評価等の重要性は前述のとおりである。また、換価方式も民事再生の場合と同様である。

換価後は、処分価格の一部は協定に基づき破産管財人に引渡し、その余は債権の回収へと充てる。不足分については、破産債権として破産財団より配当を受けることになる。

2 破産手続における集合物動産 譲渡担保の破産管財人による 換価

破産管財人による換価がなされる場合、譲渡担保権者は破産管財人との間で別除権の受戻しに関する合意をし、その中で売却

代金の一部を破産財団に組み入れることを許容するのが実務上一般的である。換価後は、協定に基づき、売却代金の一部が破産財団に組み入れられ、その余は譲渡担保権者へ引き渡され、不足分については、破産債権として破産財団より配当を受けることになる。

五 業況悪化時における担保動産の価値の変動について

以上、業況悪化時以降の債権者が取り得る行動について概要を述べたが、いずれの段階においても重要となる注意点として、貸手にとつての最終的な回収原資である担保動産の価値の変動についての傾向を補足したい。

前述のとおり、業況悪化局面に入ったときに借手企業にとつて望ましい方向は、貸手の指導や賛同のもと、滞留在庫や不採算事業を現金化することで短期の資金繰りと中期の収益性改善を両立させることであるが、実際には不良資産を温存しながら優良資産を優先して売却し、資金繰りを維持しようとする会社が少なくない。これは、借手企業として、金融機関等の支援姿勢の

変化に対する不安から、損益計算書上の損失計上を避けたいという意向が働く結果であるとみられる。

一般的に、集合動産の換価価値には、たとえば全体の三割の在庫が七割の価値を占める、といった偏りがみられる。したがって、前記のような借手の行動を放置すると、担保動産の価値が貸手の想定以上に加速度的に減少するという事態があり得る。

担保動産の絶え間ないモニタリングが重要なのもちろんのこと、場合によっては、「担保価値を毀損する行為は許容できないが、必要なりストラクチャリングで発生する一時的な損失の計上は許容できる」といった支援方針を融資先と改めて明確に共有することが必要となる。このことによつて、融資先が、金融機関の望む情報開示や事業リストラクチャリングに前向きに取り組めることに繋がり、結果として融資先の再生支援と保全確保が両立する可能性が高くなると思われる。

(注1) 蕪山巖・最高裁判所判例解説民事篇 昭和四一年度六〇四頁参照。

(注2) なお、集合動産譲渡担保の目的物が

事業譲渡された場合に譲渡担保の効力が事業譲受人に及ぶかについては判例・通説が現時点では存在しない。この点、否定的な見解として伊藤達哉「民事再生手続における流動資産譲渡担保の担保価値維持義務」事業再生と債権管理一三一号一七〇頁等がある。

(注3) オ口千晴「伊藤眞監修『新注釈民事再生法(第二版)上巻』一五一頁(金融財政事情研究会)などがある。

(注4) 道垣内弘人『担保物権法(第三版)』三四〇頁(有斐閣)など。

(注5) 伊藤眞『破産法・民事再生法(第二版)』七〇五頁(有斐閣)など。

(注6) ただし、新たな融資を原資として取得した債権については、譲渡担保契約の趣旨から、譲渡担保権の効力を及ばないようにするべきとする見解として、西岡清一郎ほか編『会社更生の実務(上)』二六七頁(金融財政事情研究会)などがある。

(注7) 蕪山・前掲(注1)六〇四頁。
(はます しんたろう／ふじかわ よしゆき)



ゴードン・ブラザーズ・
ジャパン
藤川 快之
(ふじかわ よしゆき)

●プロフィール

1999年住友銀行(現三井住友銀行)入行、国内での企業調査・M&A、NY拠点でのABL・不良債権投融資業務等に従事。2007年より現職にて国内の動産評価業務統括責任者として、金融機関・企業による動産活用を支援。



渥美坂井法律事務所・
外国法共同事業
弁護士
濱須 伸太郎
(はます しんたろう)

●プロフィール

2004年弁護士登録、三好総合法律事務所勤務を経て、2007年3月より現職。2012年南カリフォルニア大学LL.M.修了。資産流動化、ABL、倒産事件、訴訟事件、債権回収等が主な取扱業務。